

相続大増税に備える！

資産の組み替えと移転のポイント



ここ何年も言われてきた相続税の大改正が、ついに実施の運びとなります（平成27年1月1日より）。基礎控除の大幅圧縮等々によって、東京など地価が高い大都市の土地所有者は、多くが課税対象になる可能性が高くなります。今回は、相続大増税時代への対応策として、「資産の組み替えと資産の移転による相続対策」について、税理士の落合孝裕氏にポイントを伺いました。



今後の相続対策について



上地オーナーとしては 少ない「対策済み」

今後の相続対策について、オーナーの皆さまにアンケートでお聞きしました。
ご質問のようついて、「対策済み」という方は13%だけ。「対策する予定」が38%で、「わからない」が49%でした。はつきり申し上げれば、現時点ではほとんどが、対策は済んでいないという結果です。

実のところ、この相続税制の改正案は何年も引き伸ばされていました。従って、この結果だけで対策が遅すぎるとは言い切れないのですが、しかし、すでに新制度は成立し施行を待つだけになりました。

簡単におさらいをしておくと、最も大きな改正は、上記のように相続税の基礎控除が大幅に削減されたということです。4割の削減です。

これにより、相続税の課税件数は、4%から6%に、地価の高い東京にいたつては20～30%に急増すると言われています。その他、相続税の最高税率の引き上げ、また所得税の最高税率の引き上げなど、資産家にとっては大きな負担を強いられることになります。ですから、土地オーナーの皆さんも、新たな相続対策が必要になってくるでしょう。改正点の多くは平成27年1月1日以降の相続から適用されます。早めに対策を整えておくことで家族も安心できますし、ご自身も納得できる未来を描くことができるでしょう。

資産の組み替えとは? 資産の移転とは?

相続対策の選択肢の一つが、資産の組み替えと移転です。相続評価は、預貯金、不動産、株など、その対象が何かで大きく変わってきます。上手く資産を組み替え、移転すれば、大きな効果が期待できます。まずは基本を解説します。



仮想墓地、墓石などは、非課税財産とされています。また、生命保険金や退職金などは一定の非課税枠があるため、全額が課税対象にはなりません。相続人数が多い場合には、現金や預金と一緒に課税となります。このような非課税財産への組み替えも大切

非課税となる財産もある

このように、資産の中には現金や預金と比較すれば相続時の評価が低いものが結構あります。

土地はそうではありません。不要な土地、あるいは売却しにくい土地であるなら、評価を落とすことには成功しても、逆に不良資産を背負いこむことになってしまいますので、注意が必要です。

土地はそうではありません。不要な土地、あるいは売却しにくい土地であるなら、評価を落とすことには成功しても、逆に不良資産を背負いこむことになってしまいますので、注

意が必要です。
この場合、現金の相続評価額はもちろん1000万円ですが、一方の土地は路線価で評価されるので、概ね800万円ぐらいになるでしょう。言うまでもなく、現金で持っているよりも土地に置き換えたほうが、相続時の評価は有利ということになります。

ただ、現金は誰にとっても同価値ですが、土地はそうではありません。不要な土地、あるいは売却しにくい土地であるなら、評価を落とすことには成功しても、逆に不良資産を背負いこむことになってしまいますので、注

相続税評価が低いものに置き換える

まず相続税を計算する上での資産の評価に注目してみましょう。これこそ相続対策の出发点であり着地点でもあるので、しっかりと理解いただきたいと思います。

端的な例として、現金1000万円と1000万円で購入した土地とを比較します。この場合、現金の相続評価額はもちろん1000万円ですが、一方の土地は路線価で評価されるので、概ね800万円ぐらいになるでしょう。現金で持っているよりも土地に置き換えたほうが、相続時の評価は有利ということになります。

ただ、現金は誰にとっても同価値ですが、

債務として控除できるもの

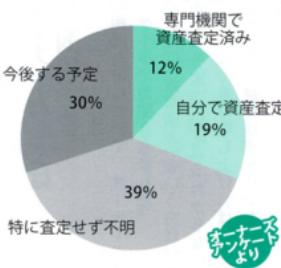
なのです。

どこから始めたらよいのか?

まず最初にやるべきは「資産の洗い出し」になります。

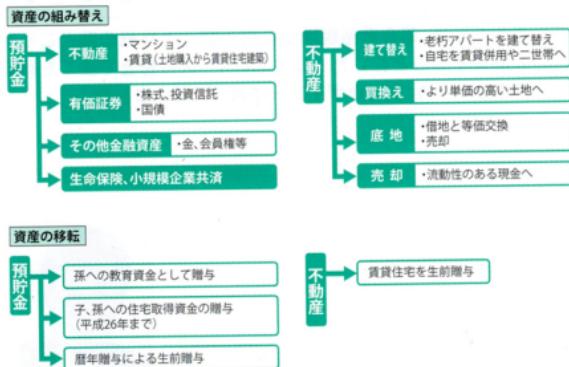
「それは十分わかっている」という方が少なくないでしようが、平成27年より基礎控除が4割減と引き下げられます。数年前より路線価が上がっていたり、預金が増えていたりする場合、「バブル時代に比べれば、資産の評価が下がっているから大丈夫」と構えていると、思わぬ結果になる可能性があります。

Q 自分の資産を把握しているか?



金融機関などからの借入金、入院費・治療費などの未払金、その年の固定資産税、住民税、所得税などは債務として相続税財産から控除できます。

資産の組み替え・移転の主な方法



●「不動産」は、建て替えや買い換え、底地の売却などが考えられます。老朽賃貸物件の建て替えや改築、自宅を賃貸併用や二世帯住宅への建て替えは効果的でしょう。単価の高い土地への買い換え（小規模宅地の軽減の有効活用）も、選択肢の一つと考えてよさそうです。

また、底地はまず借地権者に売却するところが考えられます。借地権者との等価交換

●「預貯金」は、不動産や有価証券、その他の金融資産に買い換えます。対象になるもののうち不動産には、分譲マンションの購入も視野に入りますし、賃貸物件の建築も有望です。有価証券は、株式や投資信託、国債などで、他の金融資産は金や会員権などが対象です。また、金融資産ではありませんが、生命保険や小規模企業共済への加入も有効な手立ての一つになるでしょう。

●「不動産」は、賃貸物件そのものを贈与してしまうという手段です。贈与税の支払いという側面に難はあるものの、収益物件ですから将来の納税資金が確保できるという利点があります。

もちろん、これら全てを取り入れるのでなく、資産や相続人の状況を踏まえて、かつ効果や分割のしやすさを考慮しながら最適な組み合わせで行なうことが大切です。

確かに地価は乱高下したもの、路線価のほうは、場所によってはバブル以前の水準まで下がっていないところがあるのです。そこへ税制改正の追い打ちです。思つた以上に課税財産が膨らみ、しかも控除など何の特典も受けられない——まずはこうした資産を洗い出すことから始めなければなりません。

組み替えと移転

では、「資産の組み替えと移転」は、具体的にどのようなことを指すのかを整理してみましょう。

①組み替え（資産を評価が下がる別の資産に買い換えること）

●「預貯金」は、不動産や有価証券、その他の金融資産に買い換えます。対象になるもののうち不動産には、分譲マンションの購入も視野に入りますし、賃貸物件の建築も有望です。有価証券は、株式や投資信託、国債などで、他の金融資産は金や会員権などが対象です。また、金融資産ではありませんが、生命保険や小規模企業共済への加入も有効な手立ての一つになるでしょう。

●「不動産」は、賃貸物件そのものを贈与してしまうという手段です。贈与税の支払いという側面に難はあるものの、収益物件ですから将来の納税資金が確保できるという利点があります。

②移転（生前贈与によって効果的に資産を移譲すること）

●「預貯金」は、(a)非課税の範囲で生前贈与する、あるいは(c)特例を活用する方法もあります。現金は、基礎控除（年間110万円）の範囲内で贈与し続けるのが最も有利ですが、基礎控除を超える贈与をして、あえて申告をして税務署への証拠を残しておることも一法です。さらに、「若干の贈与税は発生させて…」とは、資産を洗い出した結果、相続税の税率が分かれれば、その税率を下回る贈与なら有利になるというものです。例えば2000万円の贈与なら贈与税は9万円で税率負担は4.5%、300万円の贈与なら贈与税は19万円で税率負担は6.3%ですから、相続税の税率がこれを上回るなら断然有利ということです。

また、贈与の特例を活用するのも定石の一つ。「孫への教育資金贈与」「子・孫への住宅取得資金の贈与」などを大いに活用したいところです。後者は今年限りの措置ですから、活用する場合は、少し急がねばなりません。

換という手もあります。

資産の組み替えと移転のポイント

ここからは、落合孝裕税理士に組み替えと移転の勘どころをお聞きすることにいたします。スペースの都合で全てを網羅できないため、大切なポイントに絞って伺いました。



落合 孝裕(おちあいたかひろ)税理士

まずは預貯金から着手する

——組み替えにしろ移転にしろ、何から手を付けるべきだと思いますか？

落合・預貯金は分けやすいというメリットはありませんが、評価が100%ですから、相続対策としては、多くをこれらで持っているのは得策とは言えません。ですから最初に着手すべきは預貯金になります。ただ、納税資金も考えておく必要がありますので、ゼロでも困ります。そのあたりのバランスをどう取るかが重要です。

——預貯金ということになると、一番最初に頭に浮かぶのは贈与ですが。

落合・生前贈与は積極的にやつたほうがいいと思います。110万円の非課税枠の範囲で毎年贈与し続けるというのは定番です。ときちつと形に残していくことが重要。将来の相続税の税務調査でチェックされることあります。贈与された側が通帳・印鑑を持つて管理してください。贈与契約書もつくつておいたほうがいいですよ。

また、預貯金の場合、少し贈与税を払うぐらいの贈与、というのも賢いやり方だと思います。相続税率より確実に低いと踏んだら、これを毎年繰り返すのも上手いやり方といえます。

——生命保険へ加入するのも効果があると聞きますが？

落合・一時払いなら年齢の高い方でも加入できるものがありますから、それも良いかもしれませんね。生命保険には法定相続人×500万円の非課税枠がありますから、相続人が2人で1000万円の保険金なら全額非

預貯金を不動産に組み替えるのが有効

——預貯金について、贈与ではない他の有効な手法はありますか？

落合・評価を下げるためには、土地や建物に置き換えることは有効な対策です。投じた預貯金よりも評価が下がりますから。例えばタワーマンションを購入するのも皆さんが思う以上に有力な方法です。貸すことでも借りることでも評価額は投入資金の少なくとも半分ぐらにはなります。このとき、購入時は上階ほど高額ですが、相続評価額は上階でも下階でも一緒。結果的に購入価格の半分よりさらに低くなりますので、相続対策としては上階の方が有利です。貸すときにも高く貸せるのに評価が低いというのがタワーマンション購入のメリットで、しかも換金価値が高く売却しやすいというメリットもあります。

また、マンションに限らず賃貸用の土地・建物を取得するというのも効果があります(図1参照)。ただ、この場合は転売のしやすさなど、後々のことまでしつかり考慮した物件選びが大切になります。

現金で土地を取得し賃貸住宅を建てた場合（図1）

【前提条件】

購入金額：2億5,000万円（土地1億2,000万円+建物1億3,000万円） ※新築建物の固定資産税評価額は建築コストの50%と推定
土地面積：200m² 路線価：40万円／m² 借地権割合：60% 借家権割合：30%

現金との相続評価額の比較（概算）

項目	現状
現金	2億5,000万円
土地（貸家建付地）	—
建物（賃貸住宅）	—
相続評価額合計	2億5,000万円

建築後の評価	路線価(200m ² ×40万円)×(1-60%×30%) ≈ 6,600万円
—	—
6,600万円	固定資産税評価額約6,500万円×(1-30%) ≈ 4,550万円
4,550万円	差額約1億3,850万円の相続資産圧縮効果
1億1,150万円	さらに、毎月の家賃収入を得ることが可能に！

※モデルプランを前提とした想定試算です。

自宅を賃貸併用住宅に建て替えた場合（図2）

【前提条件】※平成27年以降に相続

土地面積：330m² (=100坪)

新建物の総床面積：330m² (=33坪×3階建て、1～2階を賃貸で2/3、3階を自宅で1/3を使用)

建築コスト：8,000万円

借入金：8,000万円

相続税評価額

土地（路線価）：40万円×330m²
=1億3,200万円

新建物（固定資産税評価額）：4,000万円
(建築コストの50%と推定)

借地権割合：70%
借家権割合：30%

土地の賃貸部分に相当する3分の2に対し、貸家建付地の評価減。

小規模宅地の特例を適用。賃貸併用住宅は自宅と賃貸部分のそれぞれに対応する面積を計算して評価減。

自宅と賃貸併用住宅の相続評価額の比較（概算）

項目	現状
土地	1億3,200万円
小規模宅地の特例	▲1億560万円
土地 差引評価額	2,640万円
建物	200万円
借入金	0円
合計	2,840万円

建て替え後の評価
1億1,352万円
▲5,627万円
5,725万円
3,200万円
▲8,000万円
925万円

土地建物の相続評価額は賃貸併用住宅のほうが高いが、借入金があるため、

差額約1,915万円の相続資産圧縮効果
さらに、毎月の家賃収入を得ることが可能に！

——ある不動産を別の不動産に組み替えると
考えた場合、どのような方法が勧められるで
しょうか？

落合：まず自宅に注目したいところです。ご
自宅の敷地が広かつたら賃貸併用住宅にする
のが一番でしょう（図2参照）。相続対策の
みに絞って考えれば、小規模宅地の特例の対
象部分が減るので、一步後退のよう感じます
が、毎年の資金繰りは良くなるし、借入金で

——預貯金の組み替えや移転に目星が付いた
として、次に着目すべきは何でしよう？
落合：組み替え以前の問題として提案してお
きたいのは底地の扱いについてです。皆さま
の中には、底地を多く所有している方もおい
ででしょう。その場合、今から時間をかけて
整理することをお勧めします。なぜなら、底
地は相続が始まつてから怠いで整理しようと
すると、買いたたかれる場合があるからです。
その点、生前に業者に依頼してじっくり交
渉すると、借地人に意外に高く買ってもらう
ことができたりします。

不動産の組み替えを検討する

課税ということです。
むしろ私がお勧めしたいのは、小規模企業
であります。これは不動産賃貸業など事業を営
んでいる方がお亡くなりになつた場合、死亡人
退職金扱いになり、生命保険と同様の相続人
1人あたり500万円の非課税枠があります。
月額7万円まで入れますし、所得控除にもな
りますから。

も現金でも建物に置き換わって評価が下がります。あとは賃貸物件そのものを敷地内に建てるとか、老朽化した賃貸物件を建て替えるとか…。いずれも効果的だと思います。なお、先に触れたように新たに賃貸物件を取得するのも有効です。しかし、繰り返しになりますが、物件を見誤つてはいけないということ。信頼できる専門家の詳細な調査が必須です。



——例えば、土地を郊外から都心へ移動（転居）するという手もありますか？

落合：そうですね。自宅であれ賃貸物件であれ、相続的には有利に働くでしょう。小規模宅地の特例は面積で規定されていますから、地価が高いところのほうが有効に使えるはず

です。とはいっても、今さら引っ越すのは…という問題もありますから、ご本人が納得すればいいところでしょう。ただ、坂道や階段がきつくなつた…という方もいらっしゃるでしょうから、そういう方は都心のマンションに買い換えるのは生活面でも相続面でも有効だと思います。

生前贈与の勘どころ

——不動産を組み替えれば、効果が上がるのは分かりました。それを自分自身が所有したままで、生前贈与ではどちらが効果的でしょう？

落合：はつきり言ってケースバイケースです。しかし、ご自身が取得したものを、何年か経過してからお子さんに贈与するほうが良い結果になる場合が多いです。というのも、お子さんの納税額が一気に増えたりしないよう�数年にわたって贈与すれば、納税資金の確保につながりますから。

——生前贈与にはデメリットもあるということになりますか？

落合：そういうことではありません。状況やタイミングをきっちり見計らうべきだということです。賃貸収入の規模も考慮に入れながら、一部だけを移転（贈与）したほうが有利とか、それが一番評価が低いかななど、総合的に勘案する必要があるということです。ちなみに贈与する賃貸物件は、古いほど贈与の評価対象となる固定資産税評価額が下がりますので、場合によっては基礎控除の110万

老朽アパートを子へ生前贈与した場合（図3）

【前提条件】

老朽アパート：建物の帳簿価額 100万円

家賃収入：5万円×6室×12カ月=360万円（年間）

建物：親

土地：親



建物(100万円)を
親から子へ贈与

建物：子

土地：親



親が、今後の相続財産
(家賃収入による預貯金)を
増やすことなく、子が、将来の
相続税の納税資金を
確保することが可能に。

●贈与額が基礎控除(110万円)以下のため、贈与税はゼロ。

●毎年360万円の家賃収入が、親から子へ移転。

小規模宅地の特例の限度面積拡大（居住用）の影響（図4）

【前提条件】

自宅の敷地：240m² 賃貸住宅の敷地：200m²

自宅の敷地の限度面積が、240m²から330m²に拡大

小規模宅地の評価減の対象面積		
	平成26年	平成27年以降
自宅の敷地	240m ²	240m ²
賃貸住宅の敷地	0m ²	54.5m ²

自宅の敷地に使い切った場合、平成26年では自宅のみ適用。

平成27年より、自宅の敷地の限度面積が240m²から330m²に拡大。そのため、自宅で使い切れなかった一部を賃貸住宅の敷地に適用し、

あらたに54.5m²が評価減の対象になった。

※計算式： $240m^2 \div 330m^2 = 72.72\%$ 、 $100\% - 72.72\% = 27.27\%$
 $\rightarrow 200m^2 \times 27.27\% = 54.5m^2$

■参考：小規模宅地の特例の減額割合・減額地積

①80%減額の対象となる居住用宅地 330m²
(平成26年までは240m²)

②80%減額の対象となる事業用宅地 400m²

③50%減額の対象となる賃貸事業用宅地 200m²
(賃貸住宅は賃貸事業用宅地)

*①と②の場合は、合わせて730m²まで完全併用できます。
(平成27年から適用)

小規模宅地の特例の改正で…



平成27年1月1日より

円で贈与できた、などというケースもあったりするのです（図3参照）。ただし、借入金等債務が付いていない物件が良いでしょ。債務を子に負担せると不動産の評価が時価で評価されてしまうので注意が必要です。

生前贈与するとき、相続時精算課税制度はどう考えればよいのでしょうか？

やはり注目すべきは 小規模宅地の特例

落合 資産を先に移転させるという点では意味があるのですが、将来の相続時に贈与した財産を「贈与時価」で持ち戻して相続税を計算します。節税という点では、原則として効果がないのであまりお勧めしていません。

実際に節税の目的として使ったケースでは、会社経営をしているオーナーが所有する自社株が一時的に急落した場合などで、急激に評価が落ちた資産があれば、回復の見通しがあるなら使うほうが節税になります。なぜなら、将来の相続時に持ち戻すときは、「贈与時の安い「時価」となるからです。

しかし、普通は資産価値がこのように激変しませんから、あまりメリットは生まれてこないでしょう。それよりも、110万円の基礎控除枠を有効に使ったほうが良い場合が多いですから。

配偶者へのマイホームの贈与というのがあります。これは使い勝手が良くないのでしょうか？

落合：必ずしも悪いとは言えませんが、将来の相続時に小規模宅地の軽減を使えば80%減になるし、不動産取得税や登録免許税がかかりますから、あまり節税効果はないよ

うに思います。

落合・その通りです。今年度の制度改革で、今まで自宅用の土地は240m²まで80%の軽減が、平成27年からは330m²まで80%の軽減が、まず自宅に適用して、残った一部は賃貸用の土地に使えますから、中には賃貸分への適用が拡大する方がいらっしゃるでしょう（図4参照）。

むしろ自宅分には、引き継ぐ人の条件が偶者や同居親族であるか、いずれもいない場合に限り、3年間自宅を所有していない相続人であるといった制限がかぶさって、使いにくい制度になりましたが、一方の賃貸用にはそうした制限がありません。申告期限まで所有することと貸し付けていることが条件ですが、その条件を満たせば誰にでも使えます。

大いに活かさない手はないわけです。

「二次相続」まで考慮すると、例えば、配偶者が自宅を相続したとして、子供たちは全員が別に自宅を所有しているとします。すると、配偶者の「二次相続」では、その自宅は特例の80%減が全く使えません。このとき、そこが自宅併用賃貸になっていたとすれば、賃貸部分に対応する敷地については50%減とはいえない特例の適用が受けられるわけです。

こうした考え方もあるという一例ですが、小規模宅地の特例は効果が大きいので、まずはこれを軸の一つに据えるのが良いと思います。

ありがとうございました。